

事業所得と雑所得の判断

パブリックコメントからの変更点

【パブリックコメント版】

収入金額	本業	副業
300万円超	社会通念で判断	社会通念で判断
300万円以下	社会通念で判断	事業所得 (反証がある場合) 業務に係る雑所得

【修正案】

収入金額	記帳・帳簿書類の保存あり	記帳・帳簿書類の保存なし
300万円超	社会通念で判断	社会通念で判断
300万円以下	※概ね事業所得に区分されることを通達の解説で説明	業務に係る雑所得

出典：国税庁資料

TAX ニュースレター

東栄税理士法人

03-5778-4722

http://toeitax.co.jp/

2022/10月号

「副業 300 万以下 = 雑所得」は破談に！

事業と雑の差は損益通算

今回は今月 7 日に発表されたばかりの世間で話題となっていた所得税基本通達 35-2 の改正内容についてです。話題となっていたのは、当初意見聴取のため改正案を発表したパブリックコメントにおいて、「副業で収入 (= 売上) 300 万円以下は原則雑所得に該当する」という事実上の改正を行うと国税庁が発表したことが発端です。

これの何が問題かという点、**副業が事業所得であれば青色申告ができる**、つまり**青色申告特別控除 (65 万 or 10 万控除) 等が使えます**し、何より**赤字だった場合に給与所得などの他の所得と相殺する「損益通算」をすることができる**のですが、これが**雑所得であれば全て不可**ということですから、明らかな実質増税です。たしかに、近年サラリーマンの副業ブームで副業に関する規定をもう少し整理する必要が出てきたことは分かるのですが、相変わらずチャンスがあれば実質増税の方向へ動こうとする国の意向が感じられます。

3 年以上赤字続きは…

そもそも**事業所得か雑所得かの議論は過去に最高裁でも争われたくらい難しい問題**で既に様々な議論がなされており、**副業か否かは関係なく「社会通念上」の実質で判定するしかない**と結論が出ているはずですので、改正案はさすがにやりすぎです。いずれにしても、このパブリックコメントについて批判が殺到したのか税務当局は修正を余儀なくされ、結果上図のとおり**記帳や帳簿書類の備え付けがあれば原則事業所得になる**という「帳簿基準」となりました。ただし、**約 3 年間、売上 300 万円以下かつ本業の収入の 10% 未満の場合**や、**約 3 年以上赤字続きの場合**には帳簿基準を満たしていたとしても個別に判断する、とされておりますので**雑所得とされるリスク**があります。

今後は副業であっても記帳はきちんと行っておくことが肝要ということになりそうです。あとはとりあえず売上 300 万円を目指しましょう(笑)

今月のコメント

私は携帯はドコモユーザーなので少し前にアハモに替えそれ以来急激に安くなり良いこと尽くしです。その際当時 8 年間使用していたスマホが古すぎてアハモ対象となっていなかったのが買換えをしたのですが、古いスマホはそのまま家で Wi-Fi 経由でネット等は使えますので家用スマホとして活用しています。この前ふと気付いたことは、今使用している買換えたスマホと家の古いスマホではあまり差を感じないということです。元々映像も満足できるくらいきれいでしたしネットも早かったのでそれも理由で買換えをしていませんでしたが、8 年のタイムラグがあっても差がないということはやはりスマホのイノベーションはとくに終わりを迎えていたのではないかと思います。今後買い換える必要は当分の間ないでしょう。所詮スマホは PC を小さくしただけと考えるとハード面では出尽くした感があります。今後はソフト面だと思いますが期待しているのはドラオモンの翻訳こんやくばりの翻訳ソフトです。近い将来いけるのではないかと予想し英語の勉強は疎かにしています…(笑)

税理士 岡本勲

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-10-15 エキスパートオフィス渋谷 9 階

Email : okamoto@toeitax.co.jp

東栄税理士法人